

(議事録)

土屋会長 ただいまより令和5年度第2回埼玉地方最低賃金審議会を開催します。本日の出席委員の状況について報告をお願いします。

賃金室長補佐 公益委員5名、労働者委員5名、使用者委員5名、合計15名です。

土屋会長 本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立していることを確認いたしました。

なお、本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録につきましても同規程第7条第2項により公開とすることといたします。本日は傍聴者はいらっしゃいますか。

賃金室長補佐 傍聴者は5名です。

土屋会長 はい、わかりました。

次に、本審議会の議事録確認者をあらかじめご指名させていただきます。

公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。続いて、配布資料の確認を事務局からお願いします。

賃金室長 (資料目次読み上げ) 不足のある方はお申出ください。

土屋会長 よろしいでしょうか。それでは、議題1は、特定最低賃金の改正に関する必要性の有無の諮問についてです。事務局から説明してください。

賃金室長 資料1をご覧ください。非鉄金属、電子部品、輸送用機械、光学機械、自動車小売の各関係労働団体から特定最賃の改正に関する申出があり、申出要件について審査をしたところ、いずれも1/3以上の協約適用又は合意という要件を満たしていることを確認しました。そのため、本日最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、改正決定の必要性の有無について諮問いたします。

土屋会長 では、諮問をお願いします。

労働基準部長 必要性の有無について諮問します。よろしくをお願いします。  
(労働基準部長から会長に諮問文を手交)

土屋会長 事務局から諮問文を読み上げてください。

賃金室長補佐 (諮問文読み上げ)

土屋会長 それでは、次回の審議会で各特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議することといたします。

土屋会長 議題1は以上としてよろしいでしょうか。皆様方から何かありますか。よろしいですか。

では、議題2は「地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」です。事務局から説明をお願いします。

賃金室長 説明します。資料No.8をご覧ください。令和5年7月8日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に答申された答申文です。記の1のところをご覧くださいますと、目安については、その金額に関して意見の一致を見るに至らなかった、とあります。そのため、目安は公益委員見解という形で出されております。別紙1に「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」というものがでております。今回のポイントですが、まず、労働者の生計費に注目しているということがあります。昨年の最低賃金の引き上げは過去最高であったところ、物価の上昇幅がこれを上回ってしまったために、実質賃金がマイナスになりました。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であるとされています。昨年以来全国的に消費者物価の上昇がみられ、昨年の改正後の最低賃金が発効した10月から本年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回っていることが今年度の特徴とされています。

その他の最低賃金の決定要素、事業者の支払能力、これらも総合的に勘案して目安を検討するに当たっては4.3%を基準とするのが適当とされています。また政府に対する要望として、中小企業庁の補助金あるいは税制、価格転嫁対策といった支援が必要ということが付記されております。

2つ目、目安の位置づけに関してですが、「目安を十分に参酌しながら地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える」とされております。

目安額が出される議論の中で、納得性のあるデータの提示が必要だ

とされており、「別添 参考資料」に公益委員見解の基礎となったデータが出されております。まず賃金に関しては、1ページ以降に春季賃上げ妥結状況などがついております。1は、連合の春季生活闘争の最終集計の結果、推移です。2023年については、賃上げ率は全体で3.58%の引上げ、中小企業の賃上げ率は3.23%。2ページ目は経団連の春季賃上げ妥結状況がでています。2023年で、大手企業は3.91%、中小企業は2.94%となっています。連合の結果、経団連の結果、ともにこれまでにない高い水準で賃上げがなされているという結果がでています。その下の賃金改定状況調査結果第4表をご覧くださいと全体として、第4表の数字も、平成14年度以降初めて2%を超えているという状況で、高い賃金の改定がされています。

次に、通常の事業の賃金支払能力に関してですが、7ページから企業の経常利益の推移などが表示されています。企業の経営状況は、データ上は昨年から改善傾向にあるといえとされています。ただし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況として、10ページ以降を見ますと、コスト上昇分の7割以上転嫁できた企業の割合が増加している、その一方で「全く転嫁できていない又は減額」と回答している企業の割合も増加しており、二極化が進行しています。

先ほどご覧いただいた賃金改定状況調査で、これまでにない高い賃金の改定がされているとご説明しましたが、一方で支払能力の観点からみると、この賃金改定状況調査は最低賃金の影響を受けやすい29人以下の小規模事業場を対象としており、第4表の数値は今年の春季妥結状況、連合や経団連が発表した数字より小さい、という結果が見られます。要するに、小規模事業場にとっては賃上げはしているが厳しい状況、ということが見えてきます。

最後に、労働者に生計費について、資料の17ページをご覧ください。

足元の消費者物価指数は、政府の時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられています。17ページのグラフをみるとグレーに塗られているところが、「生鮮食品を除く食料」というところで、最近になってくるにつれて寄与度が大きくなってきています。

一方黄色で示したエネルギーの部分は、今年に入ってから政府の支援策もあり、物価の上昇を抑える方向に働いています。そういった政府の支援がある中でも物価高は進んでおり、実質賃金がマイナスになっている。令和4年10月から令和5年6月の消費者物価指数、これは持ち家の帰属家賃を除く総合ですが、これは4.3%アップしており、昨年の最低賃金の引き上げ幅を上回る。これらを総合的に勘案して今年を目安額が示されたということでございます。

説明は以上です。

土屋会長

ここまでで、委員の皆さんからご意見等ありましたら、お願いします。目安については、この後の専門部会の議題にもなっているところですが、本審の場で委員の皆様からご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。では、議題2は以上とさせていただいて、議題3はその他についてです。委員の皆様から何かありますか。また、事務局からは何かありますか。

賃金室長

特にございません。

土屋会長

では会議は全て終了いたしました。次回審議会は、8月2日に開催します。議題は特定最低賃金の改正の必要性についての審議です。なお、会議及び議事録は公開いたします。本日の審議会はこれで閉会とします。

— 了 —